

## 吸收合併公告

令和 8 年 1 月 27 日

株主及び債権者各位

神奈川県伊勢原市石田 200 番地  
株式会社アマダ  
代表取締役 山梨貴昭

札幌市東区北十五条東十八丁目 1 番 21 号  
株式会社北海道アマダ  
代表取締役 長澤聖一

神奈川県伊勢原市石田 200 番地  
株式会社アマダビジネスサポート  
代表取締役 高野真一

令和 8 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社アマダを吸收合併存続会社、株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）により、株式会社アマダは株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートの権利義務の全部を承継して存続し、株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートは解散することにいたしましたので、公告いたします。

なお、本吸收合併については、株式会社アマダにおいては会社法第 796 条第 2 項に基づき、株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートにおいては同法第 784 条第 1 項に基づき、吸收合併契約の承認に関する株主総会決議を経ずに実施される予定です。また、株式会社アマダは株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートの全株式を所有しておりますので、この合併による株式会社アマダの新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

本吸收合併に反対の株式会社アマダの株主は、本公告掲載の日の翌日から 2 週間以内に、書面によりその旨を同社宛にご通知ください。

また、本吸收合併に対し異議のある株式会社アマダ並びに株式会社北海道アマダ及び株式会社アマダビジネスサポートの債権者は、本公告掲載の日の翌日から 1 ヶ月以内に、それぞれその旨を各社宛にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（株式会社アマダ）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(株式会社北海道アマダ)

掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 7 月 31 日

掲載頁 197 頁 (号外第 175 号)

(株式会社アマダビジネスサポート)

掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 7 月 31 日

掲載頁 202 頁 (号外第 175 号)

以 上